

東日本大震災関連対策等の推進について

岩手・宮城・福島の三県沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらした東日本大震災の発生から5カ月の時が経過した今なお、死者数は増え続け全国で1万5千人を超え、約8万3千人の被災者が避難生活を余儀なくされており、被害額も未だ全容は明らかになっておりませんが、内閣府によれば現時点で約16兆9千億とも予測されるなど、これまで経験したことのない甚大な規模となっております。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故も予断を許さない深刻な状態が続いており、福島県においては、一刻も早い事故の収束と一日も早い平穏な生活を取り戻したいとの思いを胸に、多くの住民が過酷な避難生活に耐えている状況にあります。

さらには、事故に伴う大量の放射性物質の広範囲に及ぶ拡散により、隣接県をはじめ多くの都県の産業や住民生活に深刻な影響を及ぼし、復興を目指す地域にとっては、大きな障害となっております。

震災発生からこれまで、国内外を問わず温かいご支援をいただき、また、国におかれましては、特別立法や第1次・第2次の補正予算の編成、今後10年間の復旧・復興事業費を少なくとも23兆円とする「東日本大震災からの復興の基本方針」の決定など、被災自治体の要望を具体化していただいているところであります。

しかしながら、復興に際しては、住民の生活はもちろんのこと、産業や雇用を含めゼロベースから新たな街を作り上げていくことが必要であり、また、被災自治体の財政規模をはるかに超える莫大な復旧・復興事業費の

確保など、多くの課題が山積している状況にあります。

本格的な復旧・復興を着実に進めていくためには、国における復旧・復興に必要な財源の全額確保を含むボリューム感のある第3次補正予算の早期編成・成立及び財政政策や金融政策等を総動員しての総合的な対策の実施、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく具体的な対策の早期の提示など、被災地域住民が希望を持てるスピード感のある対策の実施が必要であります。

つきましては、一刻も早い被災地域住民の生活の安定を図り、本格的な復旧・復興を加速させて行くため、国におかれましては、被災地域の実態に応じた柔軟な事業展開が可能となる相当規模の予算措置や制度の創設・改善を含め国の総力を結集し、次の事項に早急に取り組まれますよう強く要望します。

【 各府省庁共通 】

1 第3次補正予算の速やかな編成

一刻も早い被災住民の生活の安定を図り、復旧・復興を加速させるため、財源の確保を含め本格的な復興対策を盛り込んだ大型の第3次補正予算を速やかに編成し、早期成立を図るとともに、復興特区制度の早期実現等を含め復興基本方針に基づく具体的な対策を早期に提示するなど、国の総力を挙げて復興対策に取り組むよう求めます。

2 復興基金創設に対する財政支援

地域ごとのニーズに応じて自由かつ機動的に復興対策事業を実施でき、また、現行諸制度の隙間を埋め、被災者・被災事業者の当面必要な再建を支援するなど、復興に向けての柔軟な対応を可能とする復興基金の創設に伴う十分な規模での財政支援を求めます。

3 復興一括交付金の創設

被災自治体において、それぞれの実情に応じたきめ細かいハード・ソフト両面の様々な各種復旧・復興施策を迅速・柔軟に実施できるよう、十分な規模での総額の確保や複数年分の交付金の一括交付を含めた新たな復興交付金の創設による災害復旧事業費及び災害復興事業費の全額国庫による一括交付金化を求めます。

4 既に対応した経費の遡及措置等の特別法の創設

被災自治体の財政規模をはるかにしのぐ壊滅的な被害であり、国庫支出金交付率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大、災害応急措置として既に対応した経費の遡及措置、被災公共施設の耐震構造化、各省庁の枠を超えた国直轄事業の実施など、本格的な復旧・復興事業の迅速な実施に向けての新たな制度を含む特別法の創設を求めます。

5 市街地復興に関する法制度の創設

被災地域の市街地の復旧・復興は、ゼロベースから市街地を再構築することが必要であり、原状復旧を基本とする既存の各種制度では困難であることから、既存の土地利用規制の緩和を含め地域の実情に応じた迅速かつ機動的・柔軟な対応が可能となるよう新たな市街地復興に関する法制度の創設を求めます。

6 エネルギー政策の具体的な施策の展開

原子力発電所の安全指針の抜本的な見直しを行うなど、安全対策に万全を期するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用や情報の公開を含め、エネルギー政策に関する戦略的ビジョンを示し、国民的な議論を踏まえた具体的な施策の展開を図るよう求めます。

7 二重ローン対策の具体的な施策の展開

第2次補正予算で措置された二重ローン対策について、早期の被災者

の住宅再建や農林水産業、製造業等商工業の事業再開が図られるよう速やかに具体的な制度を整備し、迅速に実施するよう求めます。

また、返済や新たな借り入れが困難となり被災者の生活再建の大きな障害となっている個人の住宅ローン問題への積極的な支援を含め、被災者の生活再建や農林水産業、製造業等商工業の事業再開が図られるよう、第2次補正予算で措置された二重ローン対策について、速やかに具体的な制度を整備し、迅速に実施するとともに、更なる対策の拡充を求めます。

8 風評被害対策の拡充

今回の大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の重大事故が、農業、畜産業・観光業等に深刻な影響を及ぼし、国内外に広く風評が生じていることから、更なる風評被害対策を確実に実施するとともに、輸出製品等に対する諸外国の規制措置の是正や正確な情報の発信など、取引の円滑化につながる対応を求めます。

9 災害査定弾力的運用と事務の簡素化

地域の早期復旧・復興の観点から、沿岸域については全箇所机上査定とし、また、かなりの数の設計変更が生じることが予測されることから、軽微な変更の要件の緩和や拡大など、引き続き弾力的・柔軟な運用と手続きの簡素化を図るとともに、査定に係る経費が多額に上ることから、国庫支出金の対象にするなど財政支援を求めます。

【 内閣府 】

1 東日本大震災復興対策本部の各現地対策本部への権限付与

国による復興のための取り組みの基本的な方針を定めた「東日本大震災からの復興の基本方針」に掲げる復興施策等の実施に際しては、被災

自治体の意向を十分に反映させるとともに、被災自治体の負担をできる限り軽減するよう求めます。

また、復興の大きな鍵となる東日本大震災復興対策本部の各現地対策本部が機動的かつ柔軟に対応できる機能や予算の充実を図るとともに、現地対策本部での判断が可能となる権限の付与を求めます。

2 被災地域の治安確保のための財政措置

被災地域では良好な治安基盤の根底を覆す事案が引き続き発生しており、また、がれき、構築物の撤去や復旧・復興に係る資機材等の搬入等に伴う円滑な交通の確保と住民の安全・安心の確保が必要な状況であり、災害の復旧・復興過程における様々な変化に的確に対処するため警察官等人的基盤の継続的強化と、警察活動費に対する国庫支出金交付率の大幅な嵩上げ及び対象範囲の拡大を引き続き求めます。

また、治安基盤施設の復旧に係る経費について、建築費のほか、用地取得費、設計費等補助対象経費の範囲を拡大するとともに、復旧・復興に必要な交通安全施設等の整備事業に関する財政措置の拡充を求めます。

3 生活再建支援制度等の拡充及び避難生活者への総合的な対策の実施

応急仮設住宅の生活を含め、避難生活の長期化が見込まれることから、全ての被災者の生活再建が図られるまで、支援金の早期支給を含めた各種の生活再建支援制度の更なる拡充や半壊以下の被害を受けた住宅等の修繕に対する助成・救済措置を含めた新たな住宅再建支援制度の創設をはじめ、被災者の生活相談や心のケア、障害者の住宅に対するバリアフリー化、保健衛生の向上など、幅の広いきめ細かで総合的な対策の継続的な実施を求めます。

4 激甚災害法の適用範囲の拡大等

今回の大震災は、被災地に壊滅的な被害を及ぼし、その復旧・復興に

係る財政負担は膨大なものになり、また、これまでの災害では想定のできない対応が必要なことから、特定の被災地方公共団体に対する激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条及び第6条の措置のみなし適用の追加・改正を含め東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び激甚災害法の適用範囲の拡大、補助率の更なる嵩上げなど、被災自治体の財政運営が可能となる規模の財政支援を求めます。

5 震災に関するメモリアルパークの整備等

津波浸水地域のうち復旧困難なエリアを国が買い上げ、防災・減災、追悼等を目的として、公園・緑地を広域的かつ総合的に整備し、また、世界的な集客が見込める震災・津波災害についての記録・研究・学習や最先端の震災・津波研究を行う施設の設置など、メモリアルパークの国による整備を行うとともに、被災自治体が津波災害の遺構を保存整備する取組について、財政上の支援措置を講じることを求めます。

【 総務省 】

1 被災市町村の機能回復のための新たな国庫支出金交付制度の創設等

東日本特別財政援助法の対象から外れた被災自治体の行政庁舎等の災害復旧に極めて多額の費用負担が必要であること、また、すべての庁用備品・公用車の流出等の被害を受けていることから、応急復旧及び本格復旧に係る弾力的な運用が可能な新たな国庫支出金交付制度の創設を行うとともに、被害状況調査、災害復旧調査、復興計画策定等災害時における特別な行政活動に伴う経費や、殉職した警察・消防職員等への賞じゅつ金に対する新たな国庫支出金交付制度の創設及び特別交付税の更なる増額を求めます。

2 情報通信網の復旧に係る財政支援

東日本特別財政援助法の対象から外れた各種のネットワーク機能の応急復旧及び本格復旧に係る新たな国庫支出金交付制度の創設とともに、通信が遮断され、災害救助の初期態勢に深刻な影響を及ぼしたことなどから、災害に強い情報通信システムの構築及び独立行政法人情報通信研究機構をはじめとする情報通信技術の開発・実証拠点の整備、ICT産業の集積に向けた進出企業に対する支援を求めます。

また、地上デジタル放送用の共聴施設等やケーブルテレビ、コミュニティFM、光ファイバー等の情報通信基盤も壊滅的被害を受けており、第三セクター等の災害復旧費も極めて多額に上ることから、国庫支出金交付率の大幅な嵩上げ、対象範囲の拡大、新たな国庫支出金交付制度の創設など、十分な財政支援を求めます。

3 防災・消防に係る施設・設備の整備に向けた支援

今回の震災では、多くの住民が犠牲となり、また、多数の避難者が発生しましたが、この悲劇を二度と繰り返さないため、県民の安心・安全を守る観点での災害対策や防災対策が必要であり、備蓄倉庫の確保を含めた災害用備蓄や発電機の整備、燃料の確保、津波襲来時における避難先としての津波避難タワー、津波避難ビルの整備などに対する新たな国庫支出金交付制度の創設等を行うとともに、被災自治体の復旧計画との整合性を図り、復旧しなければならない消防施設等消防力の復旧に対する継続した財政支援を求めます。

また、消防救急無線のデジタル化の移行期限の延長と無線のデジタル化に係る市町村負担の大幅な軽減を行うよう求めます。

4 地方交付税の増額及び繰上交付等

応急対策や復旧事業等に必要な歳出は一刻も早い執行が必要なものの、

被災者などからの地方税その他の歳入の収納時期は遅れるものと見込まれ、また、災害による財政需要の増加が予想されることから、円滑に予算を執行するため、資金繰り支援として、普通交付税のさらなる増額と11月分の交付に係る繰上交付及び特別交付税の再度の特例交付を求めます。

5 被災自治体の後年度の負担軽減等

単独災害復旧事業債等の後年度の元利償還の被災自治体の負担が過大となることから、普通交付税基準財政需要額の算入については、補助災害復旧事業債と同程度の算入率とするとともに、合併特例債適用期間の延長や国の災害査定において施越事業とならなかった事業に対して、事後に単独災害復旧事業債の発行を可能とする新たな制度の創設を求めます。

また、復旧・復興事業の実施に伴って新たに多額の地方債の発行を余儀なくされており、被災自治体においては重い負担であり、更なる財政悪化を招くことになることから、被災施設に係る既存の債務の全部又は一部の償還の免除を行うなど、将来の被災自治体の負担軽減に向けた支援措置を求めます。

6 地方公営企業施設の復旧に係る新たな国庫支出金交付制度の創設等

地方公営企業施設等も甚大な被害を受け、その復旧が急務ではありますが、災害復旧事業として認められない費用については、災害復旧事業債への充当ができず、特別交付税措置も限定されていることから、要件の緩和を含めた更なる制度の拡大・拡充や新たな国庫支出金交付制度の創設を行うとともに、平成22年度から実施し、繰越している事業に対しても、一般会計で補助災害復旧事業債等の充当が可能となるよう新たな制度の創設を求めます。

また、営業収益が相当期間継続して大幅に減少することが予測され、その経営が大幅に悪化することが懸念されることから、一定期間、特別の操出制度を整備するとともに、操出に対する地方交付税措置を講ずるなど、被災自治体の負担が極めて大きいことから、これらの元利償還金の全部又は一部の償還免除を求めます。

7 地方公共団体金融機構資金等で取得し、滅失した財産の元利償還の免除等

地方公共団体金融機構資金及び郵貯・簡保融資資金で取得し、震災で滅失した被災自治体の財産について、施設の機能集約や廃止を含め検討しているところですが、滅失した施設等の元利償還を続けることは、被災自治体の負担が極めて大きいことから、これらの元利償還金の全部又は一部の償還免除を求めます。

8 地方債の元利償還金に対する国庫支出金交付制度の創設

地方債を充当して整備した施設等が被災した場合において災害復旧のために施設等の資産価値を超えて地方債を充当できるようにするとともに、災害復旧のために起こした資産価値を超えた特別の地方債の元利償還金に対する国庫支出金交付制度の創設を引き続き求めます。

9 復興交付金制度の創設

被災した住民や事業者の復興においては、広範囲にわたるきめ細かな様々な支援が必要であり、こうした復興支援の財源に充てるためにも、用途の自由度が高く、複数年度の使用や地域ニーズに応じた事業展開が可能となる復興交付金制度の創設を求めます。

10 地域コミュニティの再構築に向けた取り組みに対する新たな制度の創設

多くの被災地域では、自治組織の解散を決定するなど地域コミュニテ

ィが崩壊の危機にあり、集会施設の復旧等に対する財政支援や地域復興に係る支援員の配置、組織体制の整備など、地域コミュニティの再構築に向けた取り組みに対する新たな制度の創設を求めます。

11 被災した公立病院の医療機能回復等のための地方公営企業繰出金の拡充

被災した公立病院の医療機能回復等のため、仮設診療所に係る医療器械も含めた施設・設備整備及びリース料金等運営に係る経費、被災した病院の解体撤去費について、地方公営企業繰出金の拡充を求めます。

12 第三セクター鉄道の復旧に際しての手厚い地方交付税措置

第三セクター鉄道の復旧に際して、災害復旧に関する国庫補助制度の県及び市町村負担（会社負担分に係る県・市町村負担も含む）について、補助災害復旧事業債の対象とし、起債への地方交付税措置を講じるよう求めます。

また、鉄道事業の維持運営や代行バス運行経費に対する県及び市町村負担について、地方交付税措置を講じるよう求めます。

13 生活交通手段の確保に対する地方交付税措置

被災者の移動手段の確保のため、避難所等から医療機関や生活物資調達拠点を結ぶ県及び市町村が運行している無料バス等の輸送経費について、地方交付税措置を講じるよう求めます。

【 財務省 】

1 被災者・被災企業に対する国税の減免措置等、各種特例措置の適用

想像を絶する壊滅的な被害の復旧・復興であり、十数兆円規模のボリューム感のある財源確保が必要であることから、社会保障制度を含め、被災地域の復興に係る法人税の減税等バランスを考慮した税制の一体的

な改革の推進を求めます。

2 財政融資資金の元利償還の免除及び政府系金融機関等融資資金の繰上償還免除等

壊滅的な被害を受けた財政融資資金や政府等金融機関等融資資金で整備した施設の復旧等は、機能の集約や廃止の選択等を含め様々な検討がなされておりますが、滅失した施設等の元利償還を続けることは、被災地方自治体あるいは、公営企業に準じる事業を行う第三セクターにとって負担が大きいことから、財政融資資金の元利償還の免除及び政府系金融機関等融資資金の繰上償還免除等既存制度の大幅な見直し等新たな制度の整備を求めます。

【 文部科学省 】

1 文教施設の復旧整備に係る国庫支出金交付制度の拡充等

公立及び私立の小中学校等の学校施設、社会教育施設、教員研修施設の復旧に際しては、原状復旧が基本的に困難であり、国庫支出金交付対象外となる復旧工事を含めて被災自治体の負担が極めて多額に上ることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げや交付対象範囲の拡大、教育研修施設に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

2 児童生徒の通学手段の確保に対する支援

公立、私立を問わず学校等の被災に伴い遠距離通学を余儀なくされている状況があり、スクールバス等代替交通機関の確保が必要になっていることから、通学バスの運行委託経費や学校設置者のバス購入に対する財政支援、高等学校への適用範囲の拡大など、通学手段の確保に要する経費に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

また、仮設校舎及び仮設住宅が遠隔地に設置されたことにより増嵩す

る通学費や仮設校舎から離れた実習施設への移動に係る経費に対する国庫支出金交付制度の創設を求めます。

3 給付型の奨学金制度の創設及び保護者負担の軽減措置に対する支援制度の創設

今回の被災により経済的に困窮する世帯の児童生徒等の増加が見込まれることから、中・長期的な就学援助及び給食費援助の弾力的運用・拡充を図るとともに、無利子奨学金の募集人員制限の撤廃や返済義務のない給付型の奨学金制度の創設、自治体が独自に行う保護者負担の軽減措置に対する支援制度の創設を求めます。

4 児童生徒の心のケアの充実

極めて大きな衝撃を受けた児童等の心のケアについては、中・長期的な対策が必要なことから、スクールカウンセラーの緊急派遣に係る委託事業の来年度以降の継続を求めるとともに、高等学校、特別支援学校に対するスクールカウンセラー派遣も国庫支出金交付対象として範囲を拡大することを求めます。

また、子どもの心のケアや放射線からの安全対策が今後ますます必要になると予測されることから、平成23年度で打ち切りとなる子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業の継続・拡充を求めます。

5 教職員の確保のための支援

自ら死の危機に直面し、あるいは近親者や同級生が亡くなるなど、児童生徒が極めて大きな精神的苦痛を受けており、児童生徒に対するきめの細かい教育的支援が必要であることから、公立小中学校及び公立高等学校、特別支援学校の教職員定数の中・長期的な加配措置の継続等と公立小中学校の少人数指導等の政令加配の維持等を求めます。

また、学校教育における防災教育の位置づけを高めるための防災教育

主任の全校配置とこれに伴う手当相当額の国庫支出金交付を求めるとともに、防災拠点等として学校施設機能の充実・強化や復興期間中における義務教育費国庫負担金の全額国庫負担化、応援派遣に係るルールづくりなど、学校教育の正常化に向けた支援を求めます。

6 特別名勝松島保存管理計画エリアにおける文化財保護法の弾力的な運用

国の特別名勝「松島」の指定地域では多くの家屋が流失しており、住民の生活を早急に再建する観点から、地域の復興に軸足を置いて特別名勝松島保存管理計画エリアにおける文化財保護法の弾力的な運用を求めます。

7 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的・財政的支援

沿岸部を中心に文化財も壊滅的な被害を受けており、その修復費は極めて多額に上り、被災自治体の負担が過大になることから、さらなる国庫支出金交付率の嵩上げ、対象範囲の拡大と地方負担分の特別交付税措置を求めるとともに、復興事業に伴う発掘調査等の円滑・迅速な実施のための埋蔵文化財調査や発掘調査専門員の派遣に対する国庫支出金交付率のさらなる嵩上げ等財政支援と地方負担分の特別交付税措置を求めます。

8 公立大学法人に対する国庫支出金交付制度の創設

公立大学法人の施設も大きな被害を受けており、県で対応する必要性がありますが、震災に係る県の財政負担は膨大なものとなっていることから、災害復旧費に対する国庫支出金交付率のさらなる嵩上げや公立大学法人が行った授業料の減免、経済的な支援等に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

9 学校法人以外の者が設置する専修学校施設等に対する支援

学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び外国人学校以外の各種学校施設も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

10 私立学校施設の復旧及び運営支援

私立学校施設の再建に際しては、学校設置者の負担が極めて多額に上ることから、長期の償還期間、据置期間を設定した無利子の新たな融資制度の創設や再開が困難な私立学校に対する日本私立学校振興・共済事業団が行った融資の償還免除など、一層の柔軟な取り扱いを求めます。

また、今回の震災により児童・生徒数が大きく変動し、厳しい経営状況に置かれていることなどから、運営費補助算定に係る基準日の柔軟な対応や圧縮率を乗じることのない運営補助の算定、被災児童生徒就学支援等特例交付金の柔軟かつ弾力的な運用など、学校運営が可能となる支援を求めます。

11 宮城県原子力センターに対する支援

全壊した宮城県原子力センターは、女川原子力発電所周辺地域の安全確保のため不可欠な施設であることから、その災害復旧費及び復旧までの間、監視測定をするための経費については、国において全額必要な予算を確保するよう求めます。

【 厚生労働省 】

1 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と手厚い支援

災害救助費が巨額に達し、地方負担によって被災自治体の財政が危機的な状況に陥ることが予測されることから、災害救助費を全額国庫支出金とする新たな制度の創設や、現行の災害救助法上の制度に含まれてい

ない、栄養管理、感染症予防、高齢者等介護、児童養護等を救助の種類に位置づけるよう求めます。

また、災害救助法に係る精算に至るまでの事務量が膨大となることから、被災自治体における事務処理の負担軽減を図ることを求めます。

2 被災者の心のケア対策の強化等

深刻な精神的ダメージを受けた住民が多く存在することから、被災者の心のケア対策の強化や震災で親を亡くした子どもの支援強化を図るとともに、児童相談所の心理士やソーシャルワーカー等の専門職の加配を行うよう求めます。

3 被災地域の包括ケアシステム構築に対する財政支援等

避難所や損壊している自宅での不自由な生活が長期化していることから、被災者の身体的・精神的な健康の維持及び確保について、健康、食生活等の相談体制の充実や要介護者支援、感染症予防のための生活環境や衛生対策に対する支援を行うとともに、被災地域における地域包括ケアの仕組みを根付かせる上で有効なサポートセンターの整備運営等に対する継続的な支援や社会福祉士等の増員、訪問看護ステーションの増設など、被災地域の包括ケアシステム構築に対する財政支援や被災者を対象とした心身の元気回復事業（レスパイト事業）の実施に向けた新たな制度の創設を求めます。

4 応急仮設住宅に関する弾力的な運用等及び支援の拡大

応急仮設住宅の基準限度額の引き上げや購入した場合の解体撤去費用、維持管理費用、生活環境整備に対する費用あるいは、住宅の応急修理に係る所得制限の撤廃等制度の拡充や避難所等から医療機関や生活物資調達拠点を結ぶ無料バスの運行経費、障害者が居住する住宅の再建又は改

修におけるバリアフリー化に要する経費への支援など、災害救助法に基づく各種支援について、弾力的な運用と救済の拡大を求めます。

また、災害弔慰金や災害障害見舞金、災害援護資金が巨額に達し、現行の国庫支出金交付率では地方負担が極めて多額に上ることから、国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。

5 医療施設の復旧・復興に向けた支援

壊滅的被害を受けた公的医療施設の災害復旧に際して、一部国庫補助の対象とはいえ被災自治体の負担が膨大であり、また、国庫補助制度の対象外となっている民間医療施設の災害復旧費も極めて多額に上ることから、国庫支出金交付率の更なる嵩上げと対象範囲の拡大等を行うとともに、地域医療の復旧に不可欠な仮設診療所や薬局の整備運営に対する制度の拡大等を含めた支援や、医療施設の耐震化に係る基金の設置期限の更なる延長、交付金の増額等、ICT技術を活用した切れ目のない地域医療連携体制の構築に向けた支援を求めます。

6 医療従事者への支援

被災地では、今後医療機関の再開に向けて多くの医療従事者が必要であり、人材の確保及び流出防止には、被災自治体の膨大な費用負担が必要となることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を行うとともに、精神的ダメージを受けた被災者の心の問題が懸念されることから、専門相談・診療体制の整備や地域精神保健活動の強化のための「心のケアセンター」の設置・運営、精神科医療機関が実施するアウトリーチ支援等に対する財政支援を求めます。

7 保健衛生施設や社会福祉施設等の復旧・復興支援

保健衛生施設や社会福祉施設等の災害復旧に際しては、一部国庫補助とはいえ被災自治体の負担が膨大となり、また、国庫補助対象外の社会

福祉施設等の災害復旧費も極めて多額に上ることから、全額国庫負担も含めた国庫支出金交付率の更なる嵩上げや対象施設の拡大等を行うとともに、独立行政法人福祉医療機構からの融資の償還免除、貸付金の無利子化等の特例措置の拡充や、社会福祉施設等耐震化等特別対策事業に係る対象施設等の拡大や基金事業の実施期限の延長及び大幅な積み増しを求めます。

8 介護給付費の地方負担分の国費による補てんや財政安定化基金の交付要件の緩和等

甚大な災害により、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の適用期間終了後も安定した介護保険事業が図られるよう介護給付費の地方負担分の国費による補てんや財政安定化基金の交付要件の緩和等を行うとともに、安定した国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度の事業運営が図られるよう、国による十分な財政支援措置を求めます。

また、新たな高齢者医療制度について、国民が納得できる持続可能な制度を構築できるよう、示されている改革検討スケジュールを見直し、十分に時間をかけ本質的・抜本的な検討を行うよう求めます。

9 震災孤児等に対する支援

沿岸部を中心に多数の母子家庭が被災し、生活再建に向けた取り組みが不可欠となっていることから、母子寡婦福祉資金貸付の国庫支出金交付率の更なる嵩上げや無利子での貸付、貸付対象拡大、特例期間の延長等を行うとともに、震災孤児を養育している親族里親の多くは、高齢の祖父母が養育している場合が多く、経済的に困窮していることから、祖父母に対する里親手当の支給を求めます。

また、全ての子ども・保護者への支援体制を確立するため、安心こど

も基金の設置期限の延長、対象範囲の拡大や震災被害による勤務先消失又は解雇等により所得減少が見込まれる場合についての（特別）児童扶養手当の特例措置の拡大、セーフティネット支援に対する国庫支出金交付率の嵩上げ等を求めます。

10 重症心身障害児（者）等や在宅酸素療法者に対する支援等

今回の震災では多くの在宅の重症心身障害児（者）が生命の危機に直面し、その対策が不可欠となっており、人工呼吸器を必要とする在宅の重症心身障害児（者）等や在宅酸素療法者の自家発電装置の整備に対する国庫支出金交付制度の創設を行うとともに、両親が死亡又は行方不明になり、保護が必要となった児童の養護施設等への入所措置に係る措置費に対する国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。

また、被災地域における介護基盤整備が必要であることから、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期限の延長や更なる積み増し等を求めます。

11 離職者等への総合的な就業支援

訓練手当受給者が大幅に増えている状況にあり、現行の負担割合では、被災自治体の負担が極めて過大になることから、必要な経費を国が全額負担するとともに、職業や生計の手段を失った被災者の雇用の促進を図るため、被災者雇用開発助成金の増額、継続的な給付等雇用保険制度や緊急雇用制度の要件の緩和及び復旧・復興事業等での雇用機会の創出等総合的な取り組みを行うよう求めます。

また、雇用の促進に向けた職業能力の開発がますます重要となることから、その拠点となる高等技術専門校の復旧に対する更なる財政支援を求めます。

12 新卒者への就職促進支援

就職が決まらずに卒業する新規高卒者や就職活動が困難になる新規学卒者が多数に上ることが予想されることから、被災地域の新規高卒者を採用内定した事業主への奨励金の支給や被災した新規学卒者への就職活動支援金の支給など、就職促進に係る新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

また、被災地域における多数に上る失業者の生活の安定を図るため、被災失業者の公共事業への就労促進に係る新たな制度の創設を求めます。

13 事業再開に向けた雇用の維持・確保のための支援

事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主に対し、事業再開に向けた雇用の維持・確保を図るため、雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）の国の全額負担を含む支給割合の拡充や上限日額の大幅な引き上げ等事業主の負担軽減に向けた対策を行うとともに、震災で解雇された事業所に再就職した場合における再就職手当の支給等雇用保険失業給付の受給要件の緩和を求めます。

また、被災地域の状況に応じた雇用創出事業が、弾力的かつ迅速に実施できるよう雇用関連交付金の要件の緩和等制度の拡充や事業増に対応するための追加交付、継続実施を求めます。

14 水道施設の復旧支援

壊滅的被害を受けた水道施設の復旧については、その災害復旧費が極めて多額に上り、被災自治体の負担が過大となっており、また、仮設事務所や破損した備品の整備等国庫補助の対象にならない経費も多額に上ることから、対象範囲を拡大するとともに、対象経費については全額国庫負担となるよう求めます。

【 農林水産省 】

1 災害復旧に関する制度の拡充や弾力的な運用等

農地・農業用施設の直轄災害復旧事業に際しては、被災自治体の負担が膨大になり、また、営農を再開できずにいる被災農家等の負担も極めて重いものとなり、現実的には賦課金徴収は不可能であることから、引き続き全額国庫支出金での事業執行を求めます。

また、農林水産施設の災害復旧費に対する現行の国庫支出金交付率では、被災自治体の負担が極めて膨大になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを行うとともに、再取得費用による復旧事業費の算定、調査・設計費に対する全額国庫負担など、災害復旧に関する制度の拡充や弾力的な運用を求めます。

2 協同組合事務所の復旧・復興に向けた新たな国庫支出金交付制度の創設

国庫支出金交付制度の対象外となっている漁業協同組合や農業協同組合等の事務所等の災害復旧に要する負担は極めて多額に上り、組合等の運営自体に支障を及ぼし、その存続を左右することから、組合等の災害復旧・復興に向けた新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

3 農林水産試験研究施設の災害復旧事業の拡充

農林水産試験研究施設の災害復旧に際しては、被災自治体の膨大な費用負担が必要となることから、農林水産試験研究施設等に対する新たな国庫支出金交付制度の創設や現行の国庫支出金交付率のさらなる嵩上げ及び対象範囲の拡大を求めます。

4 農林水産業従事者に対する支援

被災した農林水産業従事者の生活基盤の安定化と再開に向けた取り組みを助長するため、引き続き経済的補償対策を含む新たな支援制度の創

設を行うとともに、農林水産業の復興に向けて、農業及び漁業の集約化の推進など、農林水産業に携わるすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、国の全面的な財政措置を含め、国家プロジェクトとして取り組むことを求めます。

また、農林漁業者への制度融資に係る被災者負担軽減のための利子補給の嵩上げ、保証料の免除に対する財政支援や既往債務の減免や貸付以外による新たな二重ローン対策の実施を求めます。

5 農林水産物や加工品の販路確保・拡大支援等

沿岸部を中心に農林水産物の生産・加工施設等が壊滅的な被害を受けており、また、風評により販売環境等が厳しい状況にあることから、農林水産物や加工品の販路確保・拡大あるいは、広報宣伝、地産地消の取り組みの促進など、事業の再開・復興に向けた新たな制度の創設を行うとともに、水産物を中心に原材料供給が大幅に減少し、代替調達による新たな流通コストの発生で厳しい経営を強いられている食品製造業者への加工原材料調達に対する支援を含む新たな制度の創設を求めます。

6 園芸農業施設の災害復旧に対する支援

東日本大震災農業生産対策交付金が創設されましたが、現行の補助率では事業実施主体の負担が過大となり、また、地域の営農条件や被災状況に応じた事業の導入が必要であることから、園芸農業施設の災害復旧に対する支援を含めさらなる交付率の嵩上げ、より柔軟な採択要件の見直し及び制度の継続を求めます。

7 土地改良区に対する支援の拡充

土地改良区の被害も甚大であり、多くの農家が被災している状況にあることから、農家負担金償還のための賦課徴収は事実上不可能であり、東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業の対象外となってい

る元金及び災害復旧事業等の農家負担金の支払いを免除する新たな制度の創設を行うとともに、土地改良区の区債の元金償還に対する償還助成事業の更なる拡充と被災した土地改良区が管理する農業用排水機の運転経費や運営費等に対する無利子融資を含む新たな制度の創設を求めます。

また、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律に係る復旧関連事業において、途中段階での一時的な原形復旧による営農再開を認めるなど、被災自治体の実態に応じた制度の弾力的な運用を求めます。

8 農地の再生支援

沿岸部被災農業従事者の生活再建に向け、創設された除塩事業に加え、技術的支援、地盤沈下対策等農地の再生に向けたさらなる支援を行うとともに、津波堆積物の除去を国直轄事業で行うよう求めます。

9 農業者の生活再建のための総合的な支援

被災した農家の生活基盤の安定化を図り、営農を再開するため、国庫補助制度のない農畜産物被害に対する補償などの新たな国庫支出金交付制度を創設するとともに、農業関連分野における雇用対策の強化を求めます。

また、被災農業従事者の収入確保のための被災農家経営再開支援事業の増額及び経営が安定するまでの期間の継続を図るよう求めます。

さらには、震災により被災し、ライフラインの途絶により家畜飼養や経営が困難となった畜産農家が多数に上ることから、畜産経営への支援や粗飼料の確保、繁殖素牛・乳用牛・種豚の再導入への支援、死亡家畜被害への支援など、畜産経営の再開に向けた総合的な支援を求めます。

10 大区画ほ場整備計画等を含む具体の復興プラン策定への支援等

被災自治体では、現在地域住民の安全・安心や産業振興を視野に土地

利用計画を含めた復興計画を策定しておりますが、大区画ほ場整備や園芸団地等の創設と併せ防災用地や新たな居住地の創出などを一体的に進める必要があることから、大区画ほ場整備計画等を含む具体の復興プラン策定への支援や、農地一括管理等の仕組みづくりへの支援、効率的な営農を实践する経営体育成への支援など、新たな制度の創設を含め復興に向けた隙間のないきめ細かな支援を求めます。

また、被害が広範囲に亘っており、さらには、大量の災害廃棄物処理等が長期間に及ぶことなどから、津波浸水区域に係る災害復旧期間の延長を求めます。

11 保安林等解除を含めた宅地転用要件の規制等の緩和及び弾力的・柔軟な対応

津波災害に見舞われた地域への住宅再建は、津波被害が及ばない保安林等の国有地の宅地転用が必要であると考えられることから、保安林等解除など宅地転用要件の規制等の緩和及び弾力的・柔軟な対応を求めます。

12 漁業者に対する支援

被災を受けた漁船・漁具等の個人の再導入費に対しては、国庫支出金交付制度がなく、漁業再建のためには多額の投資が必要となりますが、被災漁業者にとって多額の費用負担に耐えることは現実的には不可能であることから、漁船・漁具等の個人の再導入に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

13 水産業関連施設の復旧整備に対する支援

養殖施設、種苗生産施設、水産加工施設を含む水産業関連施設の再導入に際しては、被災自治体の負担が膨大になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを行うとともに、国庫支出金交付制度がない水産

養殖生産物被害への経済的支援や養殖漁業の協業化・共同化への支援など、全面的な財政的支援を含む新たな国庫支出金交付制度の創設等総合的な対策を求めます。

また、卸売業者や水産加工業者等が所有する施設等も壊滅的な被害を受け、施設の復旧や経営の再建に向けた取り組みが必要となっていることから、施設の復旧や経営の再建に向けた新たな制度の創出を求めます。

14 漁港施設等の復旧整備支援

水産業復興の鍵となる壊滅的な被害を受けた漁港施設等の災害復旧に際しては、被災自治体の負担が膨大になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げ、要件の緩和や特定第3種漁港の国直轄事業化、国庫補助の対象とならない漁港区域への財政的支援を行うとともに、甚大な被害を受けた水産関連企業の再生に向けた財政的支援を含む重点的な支援を行うことを求めます。

また、産地魚市場の災害復旧については、複数年に及ぶ期間が想定されることから、現行の制度の対象範囲の拡大を求めます。

15 林業施設、木材加工施設等の復旧整備支援等

今回の震災では、沿岸部を中心に森林・林業・木材産業にも甚大な被害をもたらしており、早期に復旧・復興に向けての取り組みを行う必要があることから、林業施設、木材加工施設等の復旧に係る国庫支出金交付率の嵩上げや対象範囲の拡大、山林種苗生産機械、器具の被害に対する新たな制度の創設、木材加工業者の経営再建のための経済的支援、製紙用木材チップ等の流通に対する支援、木質バイオマス利用拡大のための施設整備に対する支援など、林業の再生に向けた総合的な対策を求めます。

また、森林整備加速化・林業再生基金の設置期限の延長・積み増し等

や流出、倒伏、幹折等の甚大な被害を受けた海岸防災林の全額国庫負担による復旧対策事業の創設を求めます。

【 経済産業省 】

1 「東日本大震災復興特別貸付」に係る要件の拡大等

未曾有の災害に見舞われた中小事業者の負担軽減を図り、事業再開への動きを加速化させるため、今回の災害に限定し制度化された東日本大震災復興特別貸付の貸し付け及び利子補給の条件の一層の緩和、償還期間・補給期間の長期化・延長や貸付対象者が小規模企業者に限定されている小規模企業者等設備導入資金の貸付要件の拡大や県に対する助成割合のさらなる嵩上げ、貸付財源への追加助成をはじめ経営安定化対策、施設等の復旧対策、雇用の維持対策、工場等の海外への流出の抑制対策、さらなる税制面での減免措置等など、事業再建が可能となる隙間のないきめ細かで総合的な支援対策を求めます。

また、被災した中小企業に対し、取引の停止や材料等の引き上げ、納品の性急な督促などの動きがあり、復興に取り組む中小事業者の妨げとなることが想定されるので、発注企業に対する指導・監督の強化を引き続き求めます。

2 製造業者への工場再建等の支援

製造業の復興は地域経済の復興及び雇用の確保に欠かすことができないものであり、また、被災者の生活を支える上で商業活動の再開を急ぐ必要があることから、自ら事業を再開できるよう工場再建や仮設店舗整備等に対する直接補助制度等新たな制度の創設を行うとともに、休業補償等の助成措置など、きめ細かい支援対策の実施を求めます。

3 被災企業等への支援策の拡充

被災地域においては、廃業や移転を余儀なくされている企業も多く存在し、地域の雇用や経済活動の縮小を招く結果となっており、被災企業の再開支援はもちろんのこと新たな企業の立地が必要なことから、工場等の施設、機械設備等の取得、工場等用地の確保に向けた整備など、新たに企業の立地が円滑かつ迅速に行えるよう総合的な支援制度の創設を求めます。

4 商業活動の再開支援

地域住民の生活の利便や地域コミュニティの維持に欠くことができない商店街も壊滅的な被害を受けており、また、被災者の生活を支える上で商業活動の再開を急ぐ必要があることから、商店が自ら整備する仮設店舗や移動販売に対する支援等を含め地域経済の復興に重要な役割を持つ商店等の再開に向けきめ細かで総合的な支援制度の創設を求めます。

5 商工会、商工会議所の建物・設備の復旧整備支援

商工会、商工会議所の建物・設備にも甚大な被害が及び、仮設事務所等での対応を余儀なくされている状況であり、また、会員事業者の被災によりその運営についても支障を及ぼしていることから、商工会館等の耐震化や設備の復旧、仮設事務所の設置、経営指導員等職員の確保など、補助対象外とされた費用を含めさらなる国庫支出金交付率の嵩上げや対象範囲の拡大等商工会・商工会議所の機能の回復に向けた支援を求めます。

また、中小企業組合等の災害復旧に対する国庫支出金交付要件等の緩和・拡大を行うとともに、商工会や商工会議所、中小企業組合等が行う地場の観光資源、地元産品等を活用しての地域おこしなどの災害復興事業等の取り組みに対する新たな制度の創設を求めます。

6 二重ローン問題の解消支援等

今回の震災で、資産のすべてを流失し、また、厳しい経営状態におかれている中小企業者も多く存在しており、その経営改善等に向けたさらなる支援が必要となっていることから、今回の災害に限定した東日本大震災復興特別貸付や特別利子補給制度の貸付条件等の拡大、償還期間、補給期間の延長等を行うとともに、復興に向けて重く押し掛かっている二重債務問題について、貸付以外の支援対策の実施や債権の買取要件の緩和・拡充等意欲のある被災中小企業者等が再生の道を閉ざされることのないよう十分な配慮を求めます。

また、東日本大震災復興緊急保証についても、制度等の拡充を図るとともに、全国信用保証協会連合会基金への造成費補助の拡充や信用保証協会における取り崩し可能な基金の造成など、信用保証協会の経営基盤の安定・強化にも配慮するよう求めます。

7 県制度融資への支援

制度融資に必要な原資預託や負担軽減のための利子補給、保証料の引き下げに伴う信用保証協会への県からの補助について、新たな財源を確保することが困難なことから、補助事業の継続実施に向けた財政支援を行うとともに、融資に係る支払期間の変更に伴い生ずる延長期間分の保証料の減免措置等を求めます。

8 国際展示施設及び輸入促進施設等の復旧整備支援

地方公共団体が単独で整備した国際展示施設や地方公共団体及び地方公営企業に準じる第三セクターが単独で整備した輸入促進施設の災害復旧費に係る国庫支出金交付制度がなく、災害復旧費に係る費用負担が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

また、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に基

く輸入促進施設及び物流基盤施設の建設に係るN T T無利子融資の償還免除又は償還猶予の措置を求めます。

9 被災した自動車の買換えに対する支援

住民及び企業の重要な足となっている自動車が多数流失し、生活や企業活動に支障を来している状況にあることから、被災した自動車の買換えに対する税の優遇措置に加え、購入経費等への財政的支援など、新たな支援制度の創設を求めます。

10 試験研究機関の施設・設備の復旧整備支援

試験研究機関の庁舎及び機器等も今回の震災で大きな被害を受け、その災害復旧額が多額に上ることから、新たな制度の創設を求めます。

11 間接的な被害を受けている中小企業者の救済支援

復興の長期化や取引先の被災による発注の見合わせなど、被災地域の多くの中小企業にとって厳しい状況が続いており、また、被災地で直接災害の被害を受けた事業者だけではなく、間接的な被害を受けている中小企業も救済する必要があることから、中小企業者等の利用者を限定しない国又は国の出資団体による新たな設備貸与事業の創設を行うとともに、設備・機械の貸与を受ける場合の信用保険制度や経営セーフティ共済融資の融資限度額の引き上げ、リース債権の減免、小規模企業共済制度の災害貸付の用途の拡大など、新たな補助制度や金融・税制上の特別措置等総合的な対策を求めます。

12 燃料供給体制の構築等

今回の震災は甚大な被害が広域に及び、ガソリン等燃料の供給に支障が生じたことから、大規模災害時にも有効に機能する全国的な燃料供給体制を構築するとともに、災害対応型給油所の計画的配置や補助制度の拡充、被災した給油所の再建、製油・油槽・出荷設備の復旧などに係る

新たな制度の創設を求めます。

13 独立行政法人中小企業基盤整備機構による仮施設整備事業の要件の緩和等

被災中小企業者が早期に事業再開するための有効な施策として、市町を中心に多くの要望がある独立行政法人中小企業基盤整備機構による仮施設整備事業の建設用地の確保が事業推進上の最大の課題となっていることから、要件の緩和・拡大など、被災地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう求めます。

14 旧鉱物採掘区域災害復旧事業費補助による追加支援

亜炭鉱採掘跡の陥没被害が続いており、復旧に要する事業費不足が予測されることから、特定鉱害復旧事業等基金のさらなる積み増し等旧鉱物採掘区域災害復旧事業費補助による追加支援措置を講じるとともに、県から指定法人への補助金を全額国庫補助とするよう求めます。

15 工業用水道施設復旧整備支援

工業用水道施設の被害は壊滅的で、被災自治体の負担は極めて多額に上り、また、国庫支出金交付制度対象外の設備の復旧も多額の費用が見込まれる状況であることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げと対象範囲の拡大等柔軟な対応を求めます。

16 クリーンエネルギー供給・活用システムの構築に対する支援

低炭素型社会の実現に向けた発電・熱供給設備の導入や新エネルギー設備の導入、エコカーの導入など、被災地域におけるクリーンエネルギー供給・活用システムの構築に対する支援を行うとともに、被災地域のシーズや新技術の開発などを生かした新産業の創出・育成に寄与する事業の導入・支援を求めます。

【 国土交通省 】

1 社会整備資本整備の促進

道路・橋梁・港湾・空港・堤防・下水道等公共土木施設の被害は壊滅的で、被災自治体の負担は想像を遥かに超える額になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げや災害復旧事業期間中の地方負担分のすべての起債充当かつ交付税措置を含め早期の復旧に向けての一層の支援強化を行うとともに、堤防などの施設や沈下した施設あるいは、直接海に流出する河川の感潮区間における災害復旧事業は、すべて災害復旧事業の負担法による事業採択を行うよう求めます。

また、国管理河川の堤防について、管理者の枠を超え、ハード・ソフト両面での対策を早期に実施するとともに、被災自治体の負担が極めて膨大となる国直轄事業負担の支払免除や原形復旧を基本とする災害復旧の弾力的・柔軟な対応を求めます。

2 海岸保全施設等や道路、津波防護施設、避難システムなどの整備等

今回の震災では、想定を遥かに超える甚大な被害が発生したことから、海岸保全施設等や道路、津波防護施設、避難システムなど、津波防災・減災対策のためのハード・ソフト両面の施策推進に係る新たな事業制度の創設を行うとともに、広域災害に対する救援物資の中継や後方支援機能などを持つ中核的な広域防災拠点の設置を求めます。

3 建設業者に対する支援

被災した建設業者の中には、所有又はリース契約により保有していた建設機械が、地震・津波によりき損又は流失した事例も多く、新たな重機の導入に対する財政支援措置は整備されているものの、従前の当該建設機械に係る借入金返済やリース企業からの損害額の負担を求められるケースがあることから、これらの負担を軽減する措置を講ずるよう求め

ます。

4 総合的な洪水防御対策及び復興街づくりに対する一括交付金制度の創設

人口・資産・社会基盤施設の集積地である低平地は、地盤沈下が著しく、浸水リスクが高まっている状況にあり、排水対策、総合治水、高潮対策、地盤の嵩上げなどの応急・恒久的な対策はもちろんのこと総合的な洪水防御対策、被災被害民有地の買収による国有地化、現在地での復興が困難で大規模な集団移転が必要な場合における支援等新たな事業制度の創設を含めた総合的な対策を求めます。

また、市街地復興に向けた計画の策定や新たな街づくりに係る社会資本整備が必要となり、巨額の事業費が見込まれることから、市街地復興計画策定等に必要な経費や新たな復興街づくりに対する用途の自由度が高く、複数年度の使用が可能な一括交付金など、新たな制度の創設を求めます。

5 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の採択要件の大幅な緩和

丘陵部の造成団地で発生している法面の崩落、地すべり等人工物への被害は、宅地所有者個人の資力での対応は不可能であり、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の採択要件の大幅な緩和、国庫支出金交付率の嵩上げなど、全面的な財政支援を求めます。

6 集団移転促進事業制度の拡充

防災のための集団移転促進事業についての地方負担が極めて過大なのであり、また、既成市街地を対象とする被災市街地復興土地区画整理事業も、その被害が広域的であり、地方負担も極めて過大となることから、浸水地区の買上げ等をはじめとし、国庫支出金交付率の大幅な嵩上げや要件等の緩和・拡大などの特別措置を行うとともに、市街地開発事

業において、地方公共団体が土地を取得する場合も対象となるよう制度の拡大を求めます。

7 土地区画整理事業地の災害復旧支援

土地区画整理事業地の事業者が管理している宅地や都市排水施設等にも被害が及んでおり、また、土地区画整理組合においても、住宅地として保留地処分が落ち込み、継続が困難になることが懸念されていることから、土地区画整理事業地の災害復旧や被災を受けた土地区画整理事業への財政支援、土地区画整理組合への経営支援を求めます。

8 公営住宅の復旧整備支援

甚大な被害を受けた公営住宅に係る整備について、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げや既設公営住宅の宅地のみでの復旧、隣接地等に整備する駐車場に対する交付対象の拡大を行うとともに、中堅所得者を対象とする地域優良賃貸住宅の整備に係る国庫支出金交付率のさらなる嵩上げや対象の拡大、住宅地区改良事業の国庫支出金交付率の嵩上げや要件の緩和、民間住宅再建に係る住宅確保要配慮者への負担軽減のための災害復興住宅融資制度のさらなる拡充、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入等に係るがけ地近接等危険住宅移転事業の国庫支出金交付率のさらなる嵩上げ等を求めます。

9 下水道施設の災害復旧支援

下水道施設の機能停止に伴う緊急的な溢水対策などの応急復旧費用や、水質改善のための費用、市町の下水処理場の仮の処理施設の整備、管理的施設（駐車場等）の復旧などを含め、下水道施設の災害復旧事業の国庫支出金交付率の嵩上げや災害復旧事業期間中の地方負担分のすべての起債充当かつ交付税措置などの財政的支援の強化と対象範囲の拡大を求めます。

10 災害復旧調査費に係る交付対象範囲の拡大

災害復旧調査費に対しては、地すべり対策等に係る調査・設計費など限定調査以外については国庫補助制度がなく、各種の施設が被災し災害復旧調査費が極めて多額に上ることから、国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。

11 都市公園の植栽等に対する災害復旧支援

都市公園の植栽等に対する災害復旧については、国庫支出金交付制度がなく、災害復旧に係る財政負担が極めて多額となることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

12 水防体制の復旧支援

被災地域においては、地盤の沈下により水防活動は益々その重要度は増しておりますが、水防団員の被災や水防資材が流出し、水防体制は脆弱化している状況にあり、一日も早い水防体制の復旧が必要であることから、水防資材費の補助の特例の拡大を含め体制の整備に向けた総合的な支援対策を強く求めます。

13 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業等の採択基準の緩和等

急峻な崖地等を背後に配し津波被害を受けた地域や地すべり地域などを含め広範囲に亘り、その災害復旧が求められており、受益者等の負担が過大となっていることから、急傾斜地の特定利用斜面保全事業に係る受益者負担金の免除及び全額国庫負担や地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業等の採択基準の緩和、国庫支出金交付率の嵩上げ、特例措置の適用など、住民等の安全確保に向けた総合的な支援を求めます。

また、地震による地盤の緩み等により土砂災害の発生の確率が高まっていることから、土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査に対する

国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。

14 地方有料道路の減収等に対する支援

6月20日から開始した東北地方の高速道路無料化における地方有料道路の減収等に対する国の支援がなく、被災した地方に負担を強いる結果となっていることから、無料化に伴う地方有料道路の減収等について、その全額を国の責任において補填するよう求めます。

15 復興道路の早期完成

津波被害の影響を受けることなく救助・救援や物流の確保等初動の対応に重要な役割を果たした沿岸部の高規格道路は「命の道」として重要な役割を果たしており、今後の被災地域の復興、防災機能の強化、地域経済の発展の基本的な社会基盤となるものであることから、堤防としての防災機能を付加し、防災道路としての位置づけを明確にし、また、三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道をはじめ、内陸部と沿岸地域を連絡する道路等を広域的沿岸地域の復興の基幹道路として加速的に整備を促進し、沿岸防災ネットワーク機能を早期に構築するよう求めます。

16 離島のインフラ整備支援

長期間にわたり交通やライフラインが寸断された東北地方最大の離島である気仙沼大島の緊急時の救急救命活動等島民の安全と物資輸送などの輸送路の確保のためには、気仙沼大島架橋事業の整備が必要不可欠であることから、離島振興事業の国庫支出金交付率のさらなる嵩上げなどの支援策をはじめ架橋事業の加速的推進を求めます。

17 鉄道等公共交通機関の復旧整備支援等

地域住民の生活の足である鉄道（JR線、第三セクター鉄道・地下鉄）、離島航路、バス等においても甚大な被害を受けており、被災自治体や事

業者の負担が多額に上ることが見込まれることから、新たな制度の創設を行うとともに、臨時的に行った無償バス等の経費に対する支援や離島航路を被災者が利用する場合の運賃・料金の減免のための支援等新たな制度の創設を求めます。

また、特に地元住民の足である第三セクター鉄道事業者の災害復旧費用は、会社の運営に重くのしかかっている状況にあり、その費用の全額の国庫支出金化と緊急無利子融資制度の創設を行うとともに、地方自治体が同社に財政的な支援を行う際の交付税措置などの新たな制度の創設を求めます。

さらに、同様に甚大な被害を受けたJR線の早期復旧に向け、東日本旅客鉄道株式会社への支援を行うよう求めます。

18 港湾施設の災害復旧支援

東北地方唯一の国際拠点港湾仙台塩釜港をはじめ港湾施設も今回の震災により甚大な被害を受けており、その災害復旧費が重くのしかかっている状況にあることから、港湾施設の災害復旧費に係る国庫支出金交付率のさらなる嵩上げや直轄負担金の減免を求めます。

また、臨港地区内の企業の所有する護岸、専用岸壁等の施設や設備も甚大な被害を受けており、物流機能の回復や企業経営の安定等復興に向けて国庫支出金の交付や無利子貸付等の財政支援を行うとともに、風評被害対策を含め港湾施設の利用拡大に向けた船舶の寄港を促進する取り組みを求めます。

19 輸入促進施設及び物流基盤施設の災害復旧支援

地方公共団体及び地方公営企業に準ずる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設の災害復旧には国庫補助制度がなく、災害復旧に係る財政負担が極めて多大となることから、新た

な国庫支出金交付制度の創設を求めます。

20 観光施設等の災害復旧等支援

観光施設も甚大な被害を受け、また、直接地震等の被害を受けなかった観光施設においても、その後発生した津波や原子力災害に伴う風評被害により観光客の大幅な減少に直面し、重大な影響を受けていることから、観光施設等の災害復旧や被災地の観光振興を図るための活動に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

21 災害復旧事業等の制度改善等

災害復旧事業等によるがれき処理について、港湾区域や海岸区域の全域を対象とするなどの適用範囲の拡大を行うとともに、環境省所管の災害廃棄物処理事業と同様に全額国庫負担とするなど、全面的な財政措置を講じるよう求めます。

【 環境省 】

1 災害廃棄物処理に対する支援

がれき等災害廃棄物、堆積土砂等は、極めて大量であり、被災自治体が早期に最終処分まで行うことは困難であり、一次仮置場から先の処理は全額国費により国直轄事業で早期に処理できるよう制度の整備を行うとともに、他自治体の協力が得られるよう広域的な調整・支援を強化するよう求めます。

また、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外となっている仮置場の土地購入費や被災した全ての企業等の災害廃棄物処理費用等の補助対象への追加及び早期の処理に向けての国有地の提供や技術的・人的支援、後年度地方交付税措置をすることとしている被災自治体負担分を事業実施年度に全額を国費で交付するなど、災害廃棄物処理の迅速かつ円滑な

対応を求めます。

2 自然公園内の災害廃棄物撤去や公園事業施設の復旧等支援及び三陸復興国立公園構想の推進

今回の震災により自然公園内の施設についても大きな被害を受けており、被災自治体の負担が極めて多額に上ることから、自然公園内の災害廃棄物撤去や公園事業施設の復旧等に係る新たな制度の創設を行うとともに、地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生に用いられる自然環境整備交付金については国立公園のみに限定されていますが、県立公園や国立公園における取り組みについても補助の対象とすることを求めます。

また、三陸復興国立公園（仮称）構想で、八戸市の蕪島から福島県相馬市の松川浦までの南北約350キロの海沿いに整備する三陸海岸トレイル（長距離歩道）について、観光振興のほかに漁村の文化伝承、防災、教育などさまざまな視点で活用し、復興の起爆剤となるよう、早期に事業の具体化を図るよう求めます。

3 廃棄物処理施設等の復旧整備支援

市町村の廃棄物処理施設や公設試験研究機関も甚大な被害を受けており、被災自治体の負担が極めて多額に上ることから、廃棄物処理施設の災害復旧に対する全額国庫負担や公設試験研究機関の庁舎及び検査用機器等の災害復旧に係る新たな制度の創設を求めます。

4 再生可能エネルギーの導入促進

被災地域の復興に向けては、新たな都市基盤に再生可能エネルギーの導入が必要であり、災害時の防災拠点や避難施設、公営住宅、公的施設等に対する導入等環境に配慮した街づくりを検討していることから、地域グリーンニューディール基金の増額等を含め再生可能エネルギー導入

促進に向けた新たな支援措置を求めます。